

平成26年6月13日

いわゆる健康食品の表示に関する消費者の皆様へのお知らせ

消費者庁は、これまでに、いわゆる健康食品の痩身効果を標ぼうする表示について、景品表示法に違反するとして、5件の措置命令を出しています。

今回、これら措置命令で問題となった広告表現のほか、健康食品に関する専門家の意見等を、「消費者の皆様へ（健康食品の表示について）」（別添）として整理しました。

消費者の皆様がこれから健康食品を選択するに際して、有益な情報となれば幸いです。

（備考）

別添の「消費者の皆様へ（健康食品の表示について）」は、消費者庁ウェブサイトに掲載するとともに、消費者団体等、関係の団体に周知する予定です。

**【本件に対する問合せ先】**

消費者庁表示対策課食品表示対策室 担当者：宮下、金子（智）

電 話 03-3507-9122

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>